



廣部 真造 議員

コロナ禍における避難指示と避難所運営について

問 コロナ禍における避難指示と避難所運営について

答 より確実な避難対策を推進し、避難所ごとの担当職員が運営全般を担います。

問 無症状者への対応については、
答 政策部長

避難所では、保健師が健康チェックを行い避難者の健康状態に留意してまいります。体調不良者が発生した場合は、別に療養スペースの設置や、必要に応じて医療機関等への移送も考えております。

問 自宅療養者等の対応については、
答 政策部長

避難所での感染リスクを避けるため、指定避難所とは異なる別の場所に避難所を設けます。台風などの場合には、滋賀県と協定をされている宿泊施設への避難なども選択肢として、県や高島保健所と連携をとりながら、個別の事案ごとに適切に対応してまいります。

問 防災気象情報と避難行動については、

答 政策部長

市が避難情報を発令する場合、気象庁の情報や土壌雨量指数の状況、今後の予測について、1km²単位で監視し、避難を促す必要がある場合は、地域を特定して避難指示等を発令します。



問 避難情報等についての国の変更点に対する対応策として市が考えていることはあるか。

答 危機管理監

防災行政無線などを活用し、リスクの高まりも予めお伝えしていくことが大切だと考えています。

問 コロナ禍における避難所運営については、

答 政策部長

避難所における3密対策は、避難所内での通路幅を1m以上確保し、間仕切り段ボールを設置することに

より人の対面を避け、避難者同士の距離を1・8m確保することで、通路を挟んだ対面距離は概ね2mから3mが確保できます。避難者には、必ずマスクを着用していただき、受入れ時、滞在中にも体温等の健康チェックを行うとともに、手洗いや手指消毒などの徹底、共用部分の消毒を行うなど感染対策を徹底します。換気的面では、こまめに窓やドア等を開放するほか、大型扇風機で換気を補助します。

